

秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年2月17日

秋田県後期高齢者医療広域連合長 穂 積 志

#### 秋田県後期高齢者医療広域連合条例第5号

秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年秋田県後期高齢者医療広域連合条例第25号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「第7条第1項」を「第7条第1項第1号」に改める。

第14条第1項第2号中「26万5千円」を「27万円」に改め、同項第3号中「48万円」を「49万円」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「前2項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とする。

第17条第1項第2号中「世帯主」の次に「又は世帯員である他の被保険者」を加え、「又はその者」を「又は被保険者、その属する世帯の世帯主又はその属する世帯の他の世帯員である被保険者（以下「被保険者等」という。）」に改め、同項第3号及び第4号中「被保険者の属する世帯の世帯主」を「被保険者等」に改める。

第18条第1項第2号中「世帯主」の次に「又は世帯員である他の被保険者」を加え、「又はその者」を「又は被保険者等」に改め、同項第3号及び第4号中「被保険者の属する世帯の世帯主」を「被保険者等」に改め、同項に次の1号を加える。

(5) 被保険者が、法第89条の規定による医療給付の制限を受けたこと。

附則第2条中「被保険者、その属する世帯の世帯主又はその属する世帯の他の世帯員である被保険者」を「被保険者等」に改める。

附則第6条の見出し中「20年度」の次に「及び平成21年度」を加え、同条第1項中「20年度」の次に「及び平成21年度」を加え、「2分の1」を「10分の5」に改める。

附則第7条中「第3項」を「第2項」に改める。

附則第11条中「附則第12条若しくは附則第13条」を「附則第12条、附則第13条若しくは附則第32条」に改める。

附則第14条中「附則第15条若しくは附則第16条」を「附則第15条、附則第16条若しくは附則第32条」に改める。

附則第17条中「附則第18条若しくは附則第19条」を「附則第18条、附則第19条若しくは附則第32条」に改める。

附則第20条中「附則第21条若しくは附則第22条」を「附則第21条、附則第22条若しくは附則第32条」に改める。

附則第23条中「附則第24条若しくは附則第25条」を「附則第24条、附則第25条若しくは附則第32条」に改める。

附則第26条中「附則第27条若しくは附則第28条」を「附則第27条、附則第28条若しくは附則第32条」に改める。

附則第29条中「附則第30条若しくは附則第31条」を「附則第30条、附則第31条若しくは附則第32条」に改める。

附則に次の7条を加える。

(平成22年度から平成28年度における所得の少ない者に係る所得割額の減額の特例)

第32条 平成22年度から平成28年度における保険料の算定の基礎に用いる基礎控除後の総所得金額等が58万円を超えない被保険者に対して賦課する所得割額は、当該被保険者につき算定した所得割額から当該所得割額に10分の5を乗じて得た額を控除して得た額とする。

2 前項の規定により算定した額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(平成29年度における保険料の賦課総額の算定の特例)

第33条 平成29年度における保険料の賦課総額の算定について第12条の

規定を適用する場合においては、同条中「第14条又は第15条」とあるのは、「第14条若しくは第15条又は附則第34条、附則第35条若しくは附則第36条」とする。

(平成29年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料の賦課の特例)

第34条 平成29年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料の減額について第15条の規定を適用する場合においては、同条第1項中「被保険者（前条第1項第1号から第2項まで及び第4号の規定による減額がされない被保険者に限る。）」について、法第52条各号のいずれかに該当するに至った日の属する月以後2年を経過する月までの間に限り、当該被扶養者であった被保険者」とあるのは「被保険者（前条第1項第1号から第2項まで及び第4号の規定による減額がされない被保険者に限る。）」と、「10分の5」とあるのは「10分の7」とする。

(平成29年度における所得の少ない者に係る保険料の賦課額の特例)

第35条 平成29年度における所得の少ない者に係る保険料の減額について第14条第1項第1号の規定を適用する場合においては、同号中「10分の7」とあるのは、「20分の17」とする。

2 前項の規定は、平成29年度における所得の少ない者に係る保険料の減額について第14条第1項第1号の2の規定を適用する場合においては、適用しない。

(平成29年度における所得の少ない者に係る所得割額の減額の特例)

第36条 平成29年度における基礎控除後の総所得金額等が58万円を超えない被保険者に対して賦課する所得割額は、当該被保険者につき算定した所得割額から当該所得割額に10分の2を乗じて得た額を控除して得た額とする。

2 前項の規定により算定した額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(平成30年度及び平成31年度における保険料の賦課総額の算定の特例)

第37条 平成30年度及び平成31年度における保険料の賦課総額の算定について第12条の規定を適用する場合においては、同条中「第14条又は第15条」とあるのは、「平成30年度においては第14条若しくは第15条又は附則第38条、平成31年度においては第14条若しくは第15条」とし、「あつては、」とあるのは、「あつては、それぞれ」とする。

(平成30年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料の賦課の特例)

第38条 平成30年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料の減額について第15条の規定を適用する場合においては、同条第1項中「限る。)」について、法第52条各号のいずれかに該当するに至った日の属する月以後2年を経過する月までの間に限り、当該被扶養者であった被保険者」とあるのは、「限る。)）」とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の規定は、平成29年度以降の年度分の保険料について適用し、平成28年度分までの保険料については、なお従前の例による。